

令和2年第3回（通算746回）中山町農業委員会会議録

令和2年3月26日午前9時、中山町役場大会議室において令和2年第3回（通算746回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1) 東海林一 | 2) 庄司正 | 3) 横山昭義 |
| 4) 今野宏 | 5) 秋葉利美 | 6) 高橋富貴子 |
| 7) 折笠満 | 8) 秋葉俊博 | 9) 石沢伸悦 |

●会議の事件は次のとおり

- 議第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 8号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 9号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第10号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は9名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回通算746回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において5番 秋葉 利美委員、6番 高橋 富貴子委員、を指名いたします。

議 長 議第5号農地法第3条の規定による許可申請について、審議に入ります。事務局より説明を求めます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る所有権移転の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございま

せんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第5号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第5号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第6号農地法第3条の規定による許可申請について、審議に入ります。事務局より説明を求めます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他1件に係る賃借権設定の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第6号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第6号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第7号農地法第3条の規定による許可申請について、審議に入ります。事務局より説明を求めます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る使用賃借権設定の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第7号農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第7号農地法第3条の規定による許可

申請について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、審議に入ります。事務局より説明を求めます。

鈴木主査 ●●●●に係る農地転用の許可申請について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 8 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 9 号令和元年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。事務局より説明を求めます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●他 8 件に係る新規賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第 9 号令和元年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第 9 号令和元年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第 10 号に入る前に一言申し上げます。議第 10 号につきましては、6 番高橋富貴子委員は農業委員会等に関する法律の議事

参与の制限に該当し、この議事に参与することができませんので、一時退席を求めます。休憩します。

高橋富貴子委員退席

議 長 再開します。議第10号令和元年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。事務局より説明を求めます。

鈴木主査 ●●●●及び●●●●に係る新規賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第10号令和元年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第10号令和元年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。休憩します。

高橋富貴子委員着席

議 長 再開します。

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 8号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 9号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第10号 令和2年農用地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員